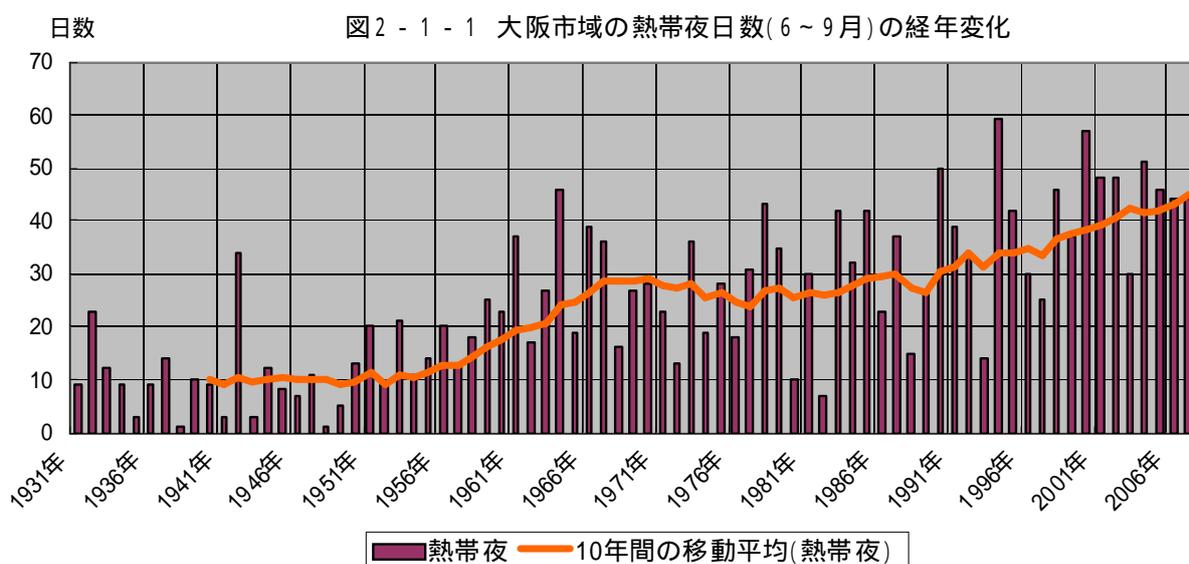


第2章 快適な都市環境の創造

第1節 ヒートアイランド対策の推進

1. ヒートアイランド現象の現況

ヒートアイランド現象による都市の高温化を示す事例の一つとして、日最低気温が25℃以上となった日数（熱帯夜にほぼ相当）についてその傾向を見ると、図2-1-1に示すように、大阪市域では、1950年（昭和25）から1967年（昭和42）にかけて10日から30日に増加した後、1990年（平成2）までは横ばいの状況にありましたが、その後は30日を越えて再び増加しています。



また、年平均気温の推移を見ると、20世紀の100年間に、地球全体では0.6℃（気候変動に関する政府間パネル(IPCC)「第3次評価報告書」）、日本全体では1.0℃（気象庁「20世紀の日本の気候」）上昇していますが、大阪市域では2.0℃ 上昇しています。

2. 「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」

ヒートアイランド現象は長期にわたる都市化が要因となっており、地球温暖化と共に都市の気温上昇をもたらしてきたことから、これを抑制していくためには様々な対策を長期間にわたって実施する必要があります。そのため、大阪市では、平成17年3月に「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」を策定し、「平成32年度（2020年度）までの15年間に、年平均気温の上昇傾向を抑え、熱帯夜日数の増加を食い止めること」を目標に掲げ、対策を推進しています。

(1) 施策の実施状況

表2-1-1に示すように、建築物や屋上の緑化促進、学校内の緑化、保水性舗装の実施、ミスト散布の実証実験、ヒートアイランドモニタリング調査など、関係各局が連携して取り組んでいるほか、環境科学研究所や大阪市立大学等の研究機関などと調査研究を実施しています。

表2 - 1 - 1 ヒートアイランド対策にかかる主な施策（平成19年度）

施策名	取組概要	実績	担当局
民間建築物の屋上緑化等の誘導	「建築物に付属する緑化指導指針」により、屋上や壁面での緑化を一定評価することで、民間建築物の屋上緑化等の推進を図っている。 また、大規模建築物の事前協議の機会に屋上緑化等の設置を指導している。	計画件数 30件 計画面積 約3,606㎡ (屋上緑化に係るもの)	計画調整局 計画調整局 ゆとりとみどり 振興局
緑化施設整備計画認定制度	都市緑地法に基づき、一定の条件を満たす建築物の敷地内の緑化施設整備計画を市長が認定し、支援する制度を施行している。	認定件数 なし	ゆとりとみどり 振興局
民間の屋上緑化などへの助成制度	民間の屋上緑化などの植栽整備費等を対象に、助成制度を実施している。	助成件数 74件	
区役所屋上の緑化事業	区役所新庁舎建設に際し、庁舎の屋上を緑化している。	福島区役所 住吉区役所で 工事開始	市民局
公共建築物の屋上緑化の推進	「公共建築物の屋上緑化設計指針」を活用し、公共建築物における屋上緑化を推進している。	適用件数 3件	都市整備局
屋上緑化容積ボーナス制度の運用	総合設計制度を適用した建築物で、屋上に緑化を行う場合は、緑化部分の面積に応じて、容積率を割り増しする屋上緑化容積ボーナス制度を施行している。	適用件数 10件 適用面積 約3,419㎡	計画調整局
快適で環境にやさしい建築物の誘導	CASBEE大阪（大阪市建築物総合環境評価制度）により、快適で環境にやさしい建築物の誘導を図っている。	届出件数 109件 公表件数 79件	
保水性舗装の促進	地域の生活に密着した歩道や車道に保水性舗装を実施している。	整備延長 約8.2km	建設局
水道局・ヒートアイランド対策モデル事業	水道水を用いたミスト散布の環境改善効果を検証するため、心齋橋筋商店街他においてミスト散布に関する実証実験を実施している。	公共・集客施設、イベント会場など7か所で実施	水道局
学校緑化の推進	学校内の緑化を推進するとともに、「学校運動場の芝生化モデル事業」を実施している。	実施校数 5校	教育委員会 事務局
ヒートアイランドモニタリング調査	小学校の百葉箱や大気汚染モニタリングステーションを活用して夏期の気温測定を実施し、地域特性の把握に努めている。また、学校運動場の芝生化モデル校に対して、気温測定等の支援を実施している。	37か所の小学校等で気温観測実施 4校で環境学習会の実施	環境局 健康福祉局
既存市設建築物の省エネルギー化	「既存市設建築物省エネルギー化基本方針」を策定し、ESCO事業等による省エネルギー化の積極的な推進を図っている。	基本方針の策定	都市整備局
ヒートアイランド対策モデル事業の実施	西区南堀江地区において、打ち水活動や子ども環境教室などの市民との協働活動を実施したほか、ヒートアイランド対策に係る取組みの事例集を作成している。	子ども環境教室 3回開催	環境局
「大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム（大阪HITEC）」への参画	ヒートアイランド対策技術について、各主体間の情報交換や対策技術の開発・普及や効果的・効率的な対策推進等に関し、本市も含め、産・官・学・民が連携・協力を行っている。		環境局

(2) 「大阪打ち水大作戦」の実施

ヒートアイランド対策の普及啓発事業の一環として、市内各所で市民、事業者と協働して「大阪打ち水大作戦」を実施しています。この「大阪打ち水大作戦」では、都市における貴重な水資源である下水の高度処理水を有効利用しています。

〔大阪打ち水大作戦2007について〕

実施日時 平成19年8月9日(木)

正午から 大阪市役所周辺で実施

午後3時半から 大阪市役所周辺、西区堀江公園周辺、天王寺区四天王寺前参道で実施

参加者数

大阪市役所周辺 約120名

西区堀江公園周辺 約100名

天王寺区四天王寺前参道 約20名

打ち水量

大阪市役所周辺 約6トン

西区堀江公園周辺 約4トン

天王寺区四天王寺前参道 約2トン



西区堀江公園周辺での打ち水大作戦の参加者を対象として実施したアンケートでは、90%以上の方から「打ち水により涼しくなった」との回答がありました。

〔その他の市民等との協働による打ち水〕

都島区における打ち水

実施日時 平成19年8月22日(水) 午後2時から

実施場所 都島区役所周辺

実施者 都島区地域女性団体協議会の皆様

福島区における打ち水

ア 実施日時 平成19年8月1日(水) 午後4時から

実施場所 野田阪神駅前通商店街

実施者 福島区未来わがまち会議の皆様

イ 実施日時 平成19年8月11日(土)

実施場所 福島区民まつり会場(上福島公園)

実施者 区民まつり参加者の皆様

此花区における打ち水

実施日時 平成19年8月3日(金) 午後12時30分から

実施場所 海老江下水処理場周辺

実施者 高見地区女性会の皆様及び建設局職員

西区打ち水大作戦

実施期間 平成19年7月、8月の毎週金曜日 午後5時30分から約30分間

実施場所 西区役所・西区民センター・子ども文化センター周辺

実施者 区役所職員

大正区における打ち水

実施期間 平成19年7月1日(水)～8月31日(金)(土日、祝日除く)

午後4時から約30分間

実施場所 大正区役所・コミュニティセンター周辺

実施者 建設局職員及び区役所職員

東淀川区における打ち水

実施日時 平成19年8月17日(金) 午前8時30分から

実施場所 東淀川区役所周辺

実施者 区役所職員

あべのカーニバルにおける打ち水

実施日時 平成19年8月5日(日) 午後5時から

実施場所 あべのカーニバル会場(大阪市立工業高校)

実施者 あべのカーニバル参加者の皆様

東住吉区地域美化・環境クリーンアップ作戦における打ち水

実施日時 平成19年8月18日(土) 午後4時から

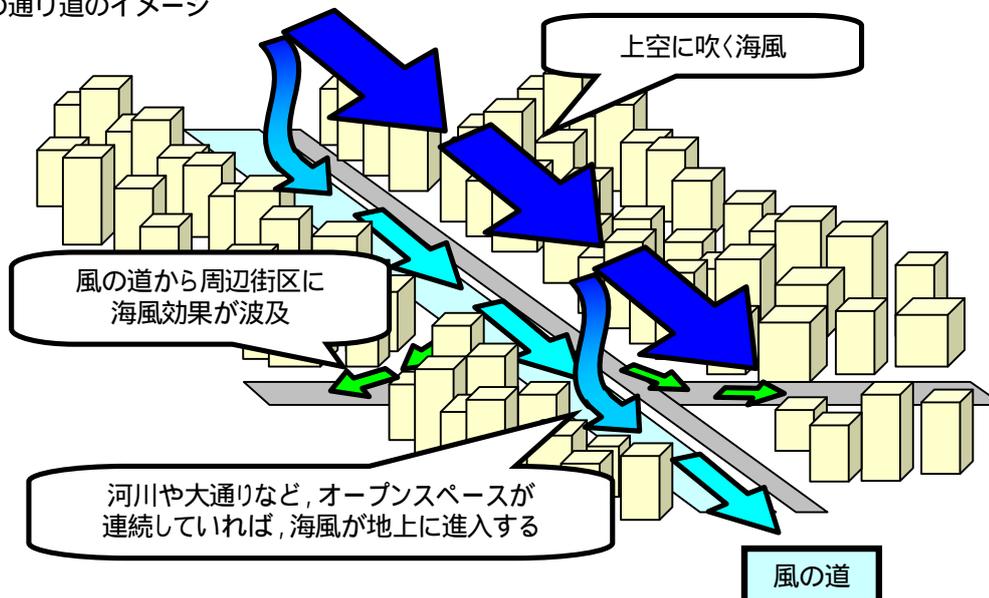
実施場所 長居公園南側児童遊園周辺

実施者 未来わがまち会議・東住吉区の皆様

(3) 「風の道ビジョン」の構築

ヒートアイランド現象を緩和するためには、大阪湾から吹く涼しい海風を都心部へ誘導することが効果的です。本市では、平成20年度から、市内の河川や公園、街路樹、学校や屋上緑化施設などのみどりを活用した風の通り道づくりに向けて関係局等と検討を進めるとともに、環境調査やシミュレーション等の調査研究を行い、「風の道ビジョン」の構築に取り組んでいます。

風の通り道のイメージ



第2節 花・緑、水辺空間

1. 公園緑地の整備

水・花・緑などがまちにとけこんだ美しい都市・大阪の創造や、大阪らしい歴史と文化に満ちたまちなみの整備など、うるおいのあるまちづくりをめざした施策を進めています。

公園緑地は、うるおいのある豊かな都市環境を形成する緑の拠点であり、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善に寄与し、災害時に避難場所となるとともに、市民のレクリエーションとコミュニケーションの場、心身の健康増進の場として、重要な役割を果たすオープンスペースです。

本市において、公園緑地の整備を施策の重点目標として強力に推進してきており、その結果、20年前の昭和63年には、786か所、759.9ha、市民1人あたりの公園面積2.87㎡であったところを、平成20年4月現在969か所、930.6 ha、市民一人あたりの公園面積3.52㎡に至るまで公園緑地の整備を実施しました。（表2-2-1）

公園整備については、大阪市緑の基本計画により、市民に身近な住区基幹公園の整備とともに毛馬桜之宮公園等の都市基幹公園等の整備を進めています。（図2-2-1）

図2-2-1 市内の主な公園

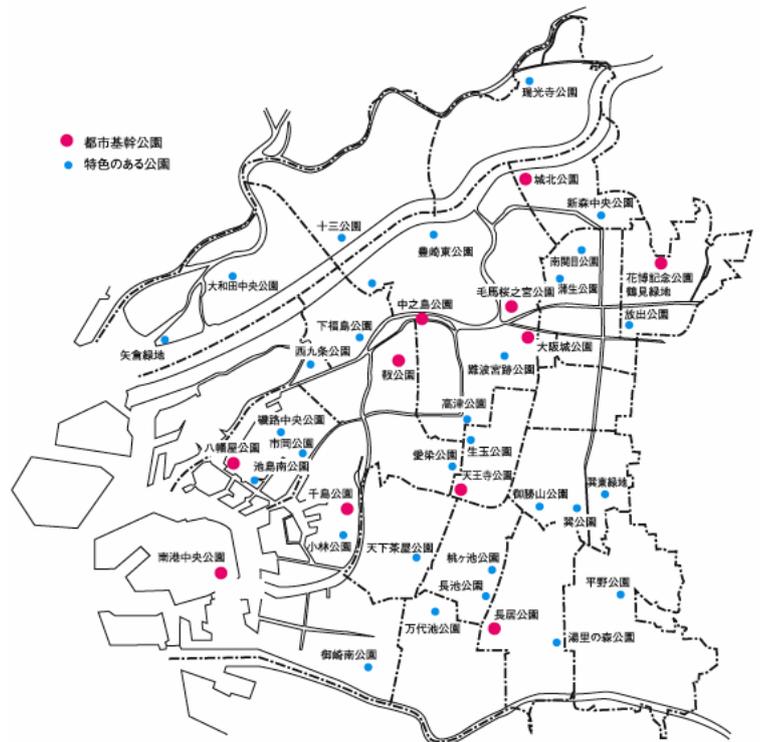


表2-2-1 大阪市の都市公園の推移

区分 年月	大阪市営公園				国・府営公園を含めた場合			
	公園数 (か所)	公園面積 (ha)	市民一人当 りの面積 (㎡)	行政面積に 対する割合 (%)	公園数 (か所)	公園面積 (ha)	市民一人当 りの面積 (㎡)	行政面積に 対する割合 (%)
昭和63年4月	782	686.1	2.59	3.22	786	759.9	2.87	3.57
平成5年4月	831	721.9	2.78	3.27	835	796.8	3.06	3.61
平成10年4月	882	791.8	3.05	3.58	886	867.9	3.35	3.92
平成15年4月	939	829.0	3.16	3.74	943	906.2	3.46	4.09
平成20年4月	965	853.3	3.23	3.84	969	930.6	3.52	4.19

(1) 都市基幹公園等大規模な公園の整備

現在、都市基幹公園等の大規模な公園については、毛馬桜之宮公園・鶴見緑地などで整備を進めており、整備状況は表2-2-2のとおりです。

毛馬桜之宮公園

この内、毛馬桜之宮公園は、市内を南北に流れる大川の両岸に沿って広がる延長約4.2kmにもわたる「水都・大阪」を代表する河川公園で、花見の名所であるとともに散策、休息、スポーツ、レクリエーション、遊戯などの場として既に広く市民に親しまれています。現在31.7haを開設していますが、水辺の持つうるおいやすらぎといった機能と周辺地域の豊かな歴史性や文化性を生かしながら、大阪らしい「リバーサイドパーク」として未整備区域の整備等を進めています。



表2-2-2 都市基幹公園等の整備 (平成20年4月1日現在)

公園名	都市計画 決定面積 (A) ha	開設面積 (B) ha	整備状況 (B/A) %	備 考
中之島公園	11.5	10.6	92.2	堂島(2,798㎡)、西天満浜(1,376㎡)、天満橋緑道(6,235㎡)、中之島緑道(4,396㎡)を含む
毛馬桜之宮公園	32.3	31.7	98.1	南天満(21,430㎡)、毛馬(65,466㎡)を含む
大阪城公園	108.7	105.6	97.1	
靱公園	9.7	9.7	100	
八幡屋公園	12.4	12.4	100	
千島公園	11.2	11.2	100	
天王寺公園	28.2	26.0	92.2	
城北公園	20.8	10.3	49.5	城北緑道(8,263㎡)を含む
鶴見緑地	161.92	119.9	74.0	古市北(1,284㎡)、緑第一(1,418㎡)、横堤北(266㎡)を含む
南港中央公園	21.2	20.9	98.6	
長居公園	70.5	65.7	93.2	
(淀川河川公園)	253.2	52.7	20.8	国営公園、大阪府域のみ

(2) 住区基幹公園の整備

本市においては、市民の日常生活に密着した街区公園などの住区基幹公園の整備について新規造成及び公園の改良を進めています。

平成19年度には、9か所の新規造成と、リフレッシュ等による公園の改良を実施しました。

公園の主な改良等の内容は次のとおりです。

公園のリフレッシュ計画

10年以上前に建設された街区公園を対象に地域住民の生活環境やニーズ、また、都市環境に合わせて施設内容に改良しています。

みちばた広場

歩行者が楽しく安全に通行できるような歩行者専用道などと接している公園の外周柵を取り除き、道路と公園が一体となった解放感のある公園に改良しています。

このほか、児童遊戯コーナーの充実整備、ひとにやさしいまちづくりの推進に伴う公園施設の改良等を実施しています。

地域の森づくり

市民に身近な街区公園を中心にして、緑のもつ機能をより効果的に発揮させるため、森としてのイメージがわくように大木を植栽し、緑の質と量の向上を図っています。

(3) 公共施設を活用した公園緑地等の整備

公共施設の上部空間は、過密化した市内では、うるおいのある空間を創りだす上で貴重な都市空間です。公園緑地の整備の推進と土地の有効利用を図る目的で、下水処理場や配水場などの公共施設の上部を利用し、公園緑地等として整備するもので、異配水場の上部を活用した異東緑地に続き、十八条下水処理場の上部を利用した十八条東公園を開設しています。

また、放出下水処理場では、せせらぎや芝生広場とともに、市民が利用できる農園を整備しています。

2. 緑化の推進

(1) 公共空間の緑化

公共空間の緑化

公園や道路、公共施設の緑化を推進するとともに、市民参画・協働により、まちに花を飾るなど、官民一体となって花と緑あふれるまちづくりを推進しています。

ア 単位区整備の推進

- ・地域ふれあい緑化事業（単位区拠点整備事業）

イ 緑の都市軸整備

- ・街路緑化（まちかど緑化、まちなみ緑化）
- ・御堂筋整備

ウ 緑の都市環境整備

- ・公園雑草対策

エ 公共空間の花飾り

- ・公園・街路の花飾り
- ・公共施設の花飾り
- ・種から育てる地域の花づくり

オ 樹木保全事業

- ・樹木の育成及び保全
- ・緑のリサイクル事業

学校施設の緑化

学校に緑の環境をつくるため、学校校舎の新築・増改築による建物撤去跡やブロック塀から鉄製の縦格子柵への改修場所等に植樹を行っています。

平成19年度は、小学校2校、中学校3校、合計5校で学校の緑化を実施しました。

平成20年度は、小学校2校、中学校1校、高校1校、合計4校で学校の緑化を予定しています。

なお、大阪市立小学校運動場の芝生化または校舎の壁面緑化に、地域住民・PTA・学校等が協働して取り組む場合に補助金を交付するモデル事業を実施しています。（学校の緑化モデル事業）

(2) 市民・事業者との連携による緑化

まちの緑化

ア．敷地・生け垣等緑化、建造物緑化への助成

住宅や事務所などの屋上や公共道路に面した敷地、建造物の壁面等を、緑あふれるスペースにしてもらうため、大阪市が緑化費用の一部を助成しています。

助成額は、植栽費及び屋上緑化の基礎整備費の1/2以内で、限度額は200万円です。

イ．未来樹づくり協定

市民と協力して、将来まちのシンボルとなるような常緑の高木を、幹線道路やこれに準じた道路に面した敷地に植え、育てていくもので、大阪市が植樹、施肥、病虫害駆除、剪定などを行い、地域の皆さんで水やり、除草、清掃などの維持管理を行っていただいています。

ウ．貴重な緑の保全育成への助成

保存樹や保存樹林など、貴重な緑を後世まで大切に守っていくために、大阪市が剪定等保全育成に必要な費用の一部を助成しています。

助成金は経費の1/2以内で、限度額は50万円です。（保存樹等には指定基準があります。）

ひとの緑化

ア．緑化リーダー・グリーンコーディネーターの育成

花と緑の美しいまちづくりを、地域ぐるみで円滑に推進していただくために、緑化への知識と熱意を持ち、率先して緑化活動にあたる緑化リーダーの育成に取り組んでいます。

緑化リーダーは、講習会などを通じて花と緑に関する知識や技術を身につけ、地域に花と緑のまちづくりの輪を育てる活動を続けています。また、平成13年秋より、緑化リーダー認証者の中から、さらに専門的な知識等を身に付け、地域緑化のニーズに応えられる人材としてグリーンコーディネーターの育成に取り組んでいます。

イ．花と緑の絵画・ポスターコンクール

将来を担う子供たち（小・中・高）に花と緑に関心を持っていただくために行っているコンクールで、毎年7月上旬から9月中旬に作品を募集しています。

第16回ひとり・ふたり・みどり緑花コンクール個人の部（市長賞）



ウ．ひとり・ふたり・みどり緑花コンクール

花と緑のまちづくりを推進するために花壇や花器などで建物のまわりや窓辺に花飾りをしていただくコンクールで、毎年9月上旬から翌年2月中旬に募集しています。

(3) 農地の保全

生産緑地地区を対象に、市街化区域内の農地の緑地機能に着目して、公害や災害の防止、農業などと調和した都市環境の保全と良好な都市環境の創造に役立つ農地の保全を進めています。

本市では、生産緑地地区として、現在595地区、約88haを指定しています。

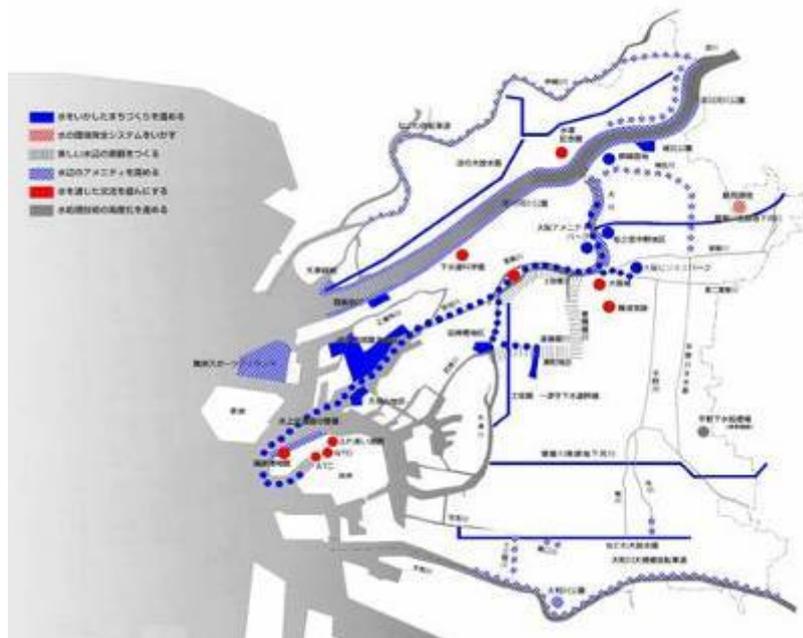
また、市内における貴重な農地の有効活用を図るため「土と親しみ花や野菜を育てる場がほしい」との市民ニーズに対応して、平成20年4月1日現在、設置か所28か所・1,100区画・面積35,265㎡の市民農園を運営しています。

3. 水辺空間の創造

(1) 新・水の都大阪 グランドデザイン

「新・水の都大阪 グランドデザイン」(図2-2-2)に基づき、水の持つ様々な機能を活用して、海辺や河川地域において魅力ある水辺空間の整備を進めるとともに、「せせらぎ」など親水空間の創出を図っています。

図2-2-2 新・水の都大阪 グランドデザイン関連プロジェクト図



(2) 河川親水空間の整備

道頓堀川や淀川などにおいて、親水堤防や公園緑地等、河川地域の親水空間を創出し、魅力ある水辺整備を図っています。

道頓堀川、城北川の整備

道頓堀川は、都心南部に残された貴重な水辺空間であり、「うるおい」や「安らぎ」といった「川」が本来有する機能を活かすために川沿いに遊歩道を整備し、「川」を軸とした水辺に開かれた沿川空間の形成を図っていきます。

また、城北川においては、本市東部の治水対策として、大雨時の寝屋川の洪水を大川へ分流するため、護岸の改修等を行っています。また、治水対策効果の高い橋梁の改善を実施しながら、それらと一体的に環境整備を実施します。

淀川河川公園、大和川公園の整備

昭和47年以降、国の事業として実施されているもので、国営淀川河川公園の施設整備と維持管理について、大阪市域分の経費を負担し、市内の国営公園の整備促進と公園の良好な維持管理を図り、市民の快適な利用に供するものです。

淀川の両岸において、河川改修工事により造成された高水敷を利用し、自然地区、野草広場地区、施設広場地区、景観保全地区、河畔地区の5地区に公園整備を行うもので、本市域内の計画面積253.2haのうち52.7haを開設しています。

道頓堀川



大和川公園は、住之江区から東住吉区に至る河川敷を主とする計画面積43.8haの風致公園として計画決定しています。昭和49年度より住区基幹公園として開設し、その区域を拡大し一体の公園とするため、順次に整備を進めています。

(3) 港湾地域の整備

舞洲地区、咲洲地区において、緑地や親水堤防等を整備するなど海辺の魅力の向上を図っています。

舞洲緑地・新夕陽ヶ丘

舞洲緑地は、市民の健康増進やスポーツ・レクリエーション需要に対応するため舞洲において計画を進めているスポーツアイランド計画の中核となる施設であり、芝生広場、シーサイドプロムナード等の施設を計画的に整備し、平成5年度から一部(約3.5ha)を供用し、平成10年度末に全体約13haが完成しました。

舞洲の森林ゾーンは、自然と人間との共生と調和をめざし、景観的にも優れ、市民にも親しまれ、シンボルとなる雄大なみどりを創造するために、人工の丘、樹林地、修景池・流れ、休憩施設、散策路等で構成され、平成10年6月から、「新夕陽ヶ丘」として供用を開始しました。(面積約4.3ha)

新夕陽ヶ丘



舞洲緑道

舞洲緑道は、新しい水の都づくりを進めるため、臨海部での水辺環境の整備の一環として、舞洲のスポーツアイランドに計画している人工磯を中心に、ジョギング・サイクリングコース、展望広場、背後の修景緑地等で構成し、緑豊かなアメニティの高い水辺空間を形成しています。(緑道面積約8.5ha)

人工磯には、防波堤撤去工事により発生した石材を再利用し、資源の有効活用を図っています。また、背後の修景緑地に、エコロジー緑化による植栽手法を導入し、自然に近い樹林の形成を進めています。

平成9年7月には、人工磯400mとその背後の緑地約3.1haの供用を開始し、平成10年4月には、人工磯約1kmを含む約8.5haの供用を開始しました。

人工磯



臨港緑地整備の推進

自然環境の保全を図り、水域の利用や恵まれた眺望等ウォーターフロントの特性を生かして、市民や港で働く人々、港を訪れる人々が自然と接し、憩い、集える緑地整備を進めています。

コスモスクエア海浜緑地(シーサイド・コスモ)

コスモスクエア海浜緑地は、コスモスクエア地区のウォーターフロントに位置し、同地区の良好な環境づくりに寄与するとともに、大阪港における港湾環境の向上にも資する重要な緑地として整備を進めています。

コスモスクエア海浜緑地



平成15年8月には延長約1.3kmの運河の供用も開始し、平成19年度現在、全体で12.7haを供用しています。(面積 約21.5ha)

大阪南港野鳥園

大阪南港野鳥園は、大阪港における良好な環境の保全に資するとともに、野鳥観察を通じて市民に海浜部の自然とのふれあいの場を提供することを目的に昭和58年に設置した施設で面積は約19.3haです。南港を中心とする一帯は、シギ・チドリをはじめ、ガン・カモ類など渡り鳥の生息地の一つであり、飛来鳥類は年間170種に及び、これらの野鳥にとって国際的にも重要な生息地となっているとして、平成18年に「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ(渡り性水鳥保全連携協力事業)類重要生息地ネットワーク」へ登録されています。

なお、平成18年度から指定管理者制度を導入し、港埠頭・南港ウェットランド連合体が指定管理者の指定を受け、管理運営を行っています。

中央突堤臨港緑地

中央突堤臨港緑地は、大阪港の主航路の正面に位置し、築港地区再開発事業のアメニティの核となる親水緑地となり、海辺を市民に開放するためのパブリックアクセス(海辺のプロムナード)の一角を形成する緑地として、また災害時における防災拠点緑地として平成9年度から着工し、整備を進めています。平成19年度現在約1.5haを供用しています。(面積約7.09ha)

此花西部臨港緑地

此花西部臨港緑地は、うるおいのある景観創出や市民の休憩の場となる重要なパブリックアクセスの一角として、また災害時における防災拠点緑地も兼ね、長い水際線を活かした親水性の高い緑豊かな拠点として平成10年度から着工し、平成19年度現在約1.9haを供用しています。(面積約6.20ha)

海辺の親水堤防

うるおいのある海岸空間の形成、良好な水辺環境造りをめざし、眺望、親水性の高い魅力ある堤防施設の整備とともに都市直下型の大規模地震にも耐え得る堤防として、平成10年度から着工し、平成17年4月から約280mを供用しています。(港区海岸通2丁目付近)

矢倉地区の親水緑地

本市に残された貴重な自然海岸を有する西淀川区の矢倉地区(面積2.4ha)を自然環境に配慮しつつ、水遊びなどを通して海や河川に親しめる親水公園として平成10年度から着工し、平成12年9月より供用を開始しています。

大阪南港野鳥園



(4) 親水施設の整備

本市では、快適環境・リサイクル型社会の実現に貢献するため、下水処理水の有効利用を進めています。

下水処理水は、都市の貴重な水資源であり、下水処理場内で再利用するだけでなく、「せせらぎ」などに利用することで、都市に美しい水辺空間を創造し、人々にうるおいと安らぎを提供しています。

既に、東住吉区の今川、住吉区の細江川に下水高度処理水を送水し、「せせらぎ」を復活させるとともに、大阪城の濠の水源として高度処理水を利用しています。また、平野、中浜、海老江、大野、放出、市岡、千島下水処理場内では、下水高度処理水などを、舞洲スラッジセンター、住之江抽水所では雨水を水源として「せせらぎ」のある修景施設を完成させています。



舞洲スラッジセンターのせせらぎ
大阪市此花区北港白津2-2-7（舞洲スラッジセンター内）

第3節 都市景観

1. 美しいまちなみの整備

(1) 都市景観の形成

平成10年に大阪市都市景観条例を制定し、平成11年には大阪市景観形成基本計画を策定して、協議・誘導や普及・啓発を中心とした景観施策を実施してきました。

平成16年6月に公布された景観法()の諸制度を効果的に活用し、よりきめ細かな対応ができるよう、景観法に基づき、市域全域を対象とした「大阪市景観計画」(付録6 P104)を平成18年2月に策定しました。それに合わせ、大阪市都市景観条例の改正を行い、大阪市景観計画とともに平成18年4月1日より施行し、景観法を活用した景観施策の推進を図っていきます。

景観法...我が国初めての景観についての総合的な法律で、都市等における良好な景観の形成を促進するため、その基本理念及び行政・事業者・住民の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域や景観地区等における行為制限などの所要の措置を定めている。

(2) 「建築美観誘導制度」

昭和57年度より、市民に親しまれ、訪れる機会も多い都心部の主要な街路沿いの地区を建築美観誘導地区に指定し、それぞれの地区にふさわしい誘導基準を定めて、建物を建築する際に、事前に建築主と大阪府が協議して、美しく個性的な都市景観を作っていくものです。

平成19年度協議件数 102件

(3) 表彰制度

「大阪都市景観建築賞(大阪まちなみ賞)」

良好な都市景観形成のための施策の一環として、周辺環境の向上に資し、かつ景観上優れた建築物やまちなみを表彰するもので、昭和56年度から大阪府、(社)大阪府建築士会と共催で行っています。(表2-3-1参照)

平成19年度表彰作品 7件

アーバンテラス茶屋町(大阪市長賞)



表2-3-1 第27回大阪都市景観建築賞(愛称 大阪まちなみ賞)入賞作品

賞区分	作品名	所在地	完成年月	賞区分	作品名	所在地	完成年月
大阪府知事賞	そごう心齋橋本店	大阪市中央区心齋橋筋 1-8-3	平成17年9月	奨励賞	Co (シーオー)	堺市	平成17年12月
大阪市長賞	アーバンテラス 茶屋町	大阪市北区茶屋町 15-22	平成18年3月		堺・自然ふれあいの森 森の館	堺市南区畑 1740	平成16年2月
大阪府建築士 会長賞	中之島 セントラルタワー	大阪市北区中之島 2-2-7	平成17年7月		大阪法務局 北分庁舎	大阪市北区西天満 1-11-4	平成18年2月
特別賞	大阪女学院	大阪市中央区玉造 2-26-54	平成13年8月				

2. 楽しく歩けるみちづくり

(1) ゆずり葉の道

歩行者の利用の多い生活道路において、車を完全に締め出さずに、人が安全・快適に利用できる、人と車が共存できる道路として、ゆずり葉の道の整備を積極的に進めています。

ゆずり葉の道では、不要な車を排除し、進入した車についてもスピードを抑制するため、車道の幅員を狭くジグザグにし、反対に歩道はゆったりと広くとり、カラー舗装や植樹により、歩行者が安心して気持ちよく歩けるようにしています。

昭和55年に、全国に先駆けて整備を行って以来、平成19年度までに、大阪市内で約350路線、約120kmの整備を完了しています。

ゆずり葉の道（東淀川区）



(2) 電線類の地中化

電線類の地中化は、都市防災機能の向上、安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上、高度情報化社会のための基盤整備を主目的に推進しています。

昭和61年度からスタートした電線類の地中化整備延長は、平成20年3月末現在で約274km(直轄国道含むのべ延長)です。

これらの整備道路は、比較的大規模な商業地域など、ビルが立ちならぶ幹線道路を主たる対象として整備を進めてきました。

整備前



整備後



平成16年度からは、新5ヵ年計画がスタートし、平成16年4月に国土交通省から、「無電柱化推進計画」の基本方針が示されました。内容としては、新たな社会的ニーズに対処するため、これまでの幹線道路に加え一定の条件のもとに新たに主要な非幹線道路も対象として、より一層の無電柱化を積極的に推進するとなっており、今後も市内全域を対象として、順次整備を図っていきます。

(3) 御堂筋彫刻ストリート

広く市民に愛されている御堂筋において、優れた都市景観と芸術・文化的要素を創出するため、彫刻ストリートの整備を進めています。彫刻は寄贈を受けて、平成4年度から設置を開始し、現在28体(うち1体は、建物建替え工事に伴い一時撤去中)が設置されています。引き続き、彫刻の寄贈に伴い事業の推進を図ります。

3. まちの美化啓発活動の推進

(1) ポイ捨て防止キャンペーン等の実施

ポイ捨て防止キャンペーン

市民及び市内流入者に美化意識の向上及び浸透を図るため、ポスターの掲出や美化啓発イベントの開催、既存イベントとのタイアップなどを通して、空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨て防止に重点を置いたキャンペーンを行っています。

ノーポイモデルゾーン（ポイ捨て防止推進モデル地区）

平成5年4月1日から施行している「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」において「清潔保持推進区域」（ノーポイモデルゾーン）を指定することとしており、市内の繁華街・ターミナル等にノーポイモデルゾーンを設定しています。（平成16年10月からは全区にノーポイモデルゾーンを設定）

美化強化デー

毎月1日を美化強化デーと設定し、門前清掃の励行を図るとともに、地域や事業所の周辺で行われている市民運動やボランティアによる一斉清掃活動の輪をさらに広めるため、各種団体等に一斉清掃の取組みを呼びかけています。



美フレッシュ大阪月間

全国的に環境保全と公衆衛生の向上がはかられる「環境衛生週間」に合わせ、本市では9月を「美フレッシュ大阪月間」と定めており、局保有車両に三角旗を取り付けて啓発を行うとともに、美化運動功労者等の表彰、各種イベントやキャンペーンの実施等、美化推進事業の取組強化を図っています。

大阪市一斉清掃「クリーンおおさか2007」の開催

市民・事業者・大阪市が一体となって市内を一斉に清掃する大阪市一斉清掃を平成10年度から開催しています。

平成19年度参加者数：約 113,400人



「まち美化パートナー制度*」の実施

平成12年10月から、大阪市廃棄物減量等推進審議会の答申を受けて、新たな美化推進施策として「まち美化パートナー制度」を本格導入しました。この制度は、大阪시가定めた公共スペースで大阪市と覚書を交わしたボランティア団体に定期的に清掃や美化啓発活動を行ってもらうもので、大阪시는清掃用具の交付やボランティア保険の加入などの支援を行うほか、活動を顕彰するまち美化パートナーサインを掲出するもので、平成16年10月からは全区に拡大して「まち美化パートナー制度」を実施しています。

(2) 清掃ボランティア活動の活性化

まちの美化運動功労者表彰

清掃ボランティアの方々の長年にわたる尽力に感謝し、一層の協力を得て清掃ボランティア活動の育成・活性化を図るため、昭和57年度から美化運動功労者表彰を実施しています。

清掃ボランティア団体に対する清掃用具の交付

清掃ボランティア団体に清掃用具を交付し、活動のより一層の活性化を図っています。

清掃ボランティアの集いの開催

清掃ボランティア団体相互の連携と交流を図り、活動の活性化を促すため、清掃活動報告や美化講演を内容とした清掃ボランティアの集いを開催しています。

(3) ポイ捨て防止条例

(正式名称：大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例 平成7年9月29日公布)

APEC大阪会議の開催を契機として平成7年11月1日からポイ捨て防止条例を施行し、市民、事業者、本市が協力して国際都市大阪にふさわしい美しいまちづくりを進める責務があることを明確にするとともに、空き缶等のポイ捨てと自動車の放棄を禁止し、自動販売機への回収容器の設置及び適正管理を義務づけ、それぞれの違反者に対しては、勧告・命令を行った後、最終的には氏名公表がある旨規定しています。

また、まちの美化を損なう違反状態がある場合の公共の場所の管理者に対する適正管理の要請、関係法令中の刑罰法規に対する悪質な違反がある場合は、捜査機関へ当該刑罰法規を適用するよう要請を行うことも規定し、まちの美化に対しての本市の決意を示しています。

(4) 路上喫煙対策事業

道路や公園などの公共の場所での喫煙は、副流煙による健康への影響、たばこの火による火傷、火の不始末による火災、吸殻のポイ捨てによるごみの散乱など様々な問題が指摘されています。

そのため、本市では、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある路上喫煙を防止し、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、平成19年4月に「路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。7月には、御堂筋及び市役所・中央

公会堂周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定するとともに10月からは、「禁止地区」における条例の違反者に対し、罰則（過料1,000円）を科しています。条例では、「禁止地区」以外でも、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう自主的な努力をしていただくこととしています。

また、12月には、「路上喫煙対策委員会」の答申による市民、事業者の皆様の自主的な活動と行政の支援・協働による「(仮称)重点啓発推進地区」の制度化への提言を得、2・3月の実験的取組みを実施しました。



第4節 歴史遺産と自然環境

1. 歴史・文化資源の保存と活用

(1) 史跡連絡遊歩道（歴史の散歩道）

大阪に数多く残されている史跡や文化遺産などを気軽に訪れることができ、周囲のすぐれた景観を楽しみながら散策できる史跡連絡遊歩道（歴史の散歩道）づくりを実施しています。

史跡連絡遊歩道は、市内ほぼ全域にまたがるよう5コースを設定して、サイン柱とつたい石（路面標示）により史跡等を連結しており、遊歩道で結ぶ史跡は約400か所となっています。

平成19年度までに約50kmが完成しています。

(2) 旧街道、坂道の整備

旧街道は、今も昔の面影を残しながら、あるいは現在の街並みにとけこみながら今も残っています。これらの旧街道を顕彰することにより、大阪の文化を広く理解し、「わがまち」意識の高揚を図るため、来歴碑・道標・つたい石の3種類のサインを設置し、市内の主要な7街道の整備を実施しています。平成19年度までに約15kmが完成しています。

坂道は、都市の景観形成に極めて大きな役割を果たしており、歴史的に由緒のある坂道、史跡等の近くにある坂道、あるいは多くの人に親しまれている坂道など30か所を歴史のある空間、潤いのある空間として整備し、まちの景観の向上を図っています。平成19年度までに21か所が完成しています。

(3) 難波宮の整備

難波宮跡の保存整備

難波宮跡は、昭和29年から始まった多くの発掘調査によって、大極殿、大極殿院回廊、大安殿の遺構が相次いで発見され、その中枢部にあたる内裏・朝堂院の様相がほぼ明らかにされ、昭和39年5月に史跡に指定されました。

本事業は、貴重な国民的財産である難波宮跡を破壊から守り、かつその保存と活用を図るため、内裏、朝堂院跡の区域を整備し、史跡公園として往古の歴史的環境を再現して、広く市民の利用に供することを長期ビジョンに、昭和46年度から実施しています。

平成19年度についても発掘調査を行いました。

史跡難波宮跡（大阪の歴史遺産）の普及・活用

史跡難波宮跡を核とする上町台地及びその周辺は、古代は四天王寺から近世は大阪城に象徴される歴史・文化ゾーンであり、多くの貴重な歴史遺産が点在しています。

これらの歴史遺産の保存活用や各種の文化施設の整備を図り、目で見ることができ、触れて感じることができる形で、市民が大阪の歴史を楽しむことができるような街づくりをめざしているところです。

(4) 中央公会堂の保存・活用、泉布観地区の整備

中央公会堂の保存・活用を推進するとともに、貴重な明治期の建築である泉布観と、旧桜宮公会堂一帯を、市民に開かれた歴史・文化地域としての整備について検討するなど大阪の近代遺産の活用を進めることとしています。

中央公会堂については、大阪のシンボルとして、平成8年



度に保存・再生のための基本設計、平成9年度に実施設計を行い、平成11年3月から工事に着手し、平成14年9月末に完成。同年11月1日にリニューアルオープンし、市民の文化・芸術活動などに広く利用されています。

また、泉布観地区については、泉布観の解体修理に向けた補足調査に基づき、泉布観の保存、活用を基本に保存修復計画について検討します。

2. 自然環境の保全と創造

(1) 身近な自然との触れ合いの場の提供

自然体験観察園は、自然環境の大切さや生態系が学習できるフィールドとして、農事体験や自然観察会など実施しています。(第2部第4第1章環境コミュニケーションの推進 P162参照)

(2) 動植物・生態系の保護

無農薬除草

公園には、たくさんの植物が育っていますが、これらの植物と共に数多くの雑草類も生えてきます。従来は雑草類の刈り取りと共に、除草剤も併用した雑草対策を実施していましたが、平成7年4月からは除草剤を使用しない公園管理を行うことにより、人と環境にやさしい公園づくりを行っています。このため、次のような物理的に雑草を生えさせない、あるいは発芽させない管理手法を用いています。

ア. 日陰をつくるための植樹を行う。

高木などの植樹を行い、日陰をつくり、雑草の発芽をストップさせます。

イ. 繁殖力の高い地被植物を植え付ける。

背丈が低く繁殖力の高い地被植物を植え付け、雑草の発芽場所を無くします。

ウ. 施設整備

園路などを土で固めることを基本に、雑草類が生えてこないような舗装を行います。

エ. 結実前に刈り取り、除草する。

特別緑地保全地区

遺跡等の文化的意義、風致、景観の面において、良好な自然的環境を形成している緑地を保全するため定める地区であり、地区内における建築物の新築等の行為を制限し、緑地の保全を図るものです。

本市では、平成5年に加賀屋特別緑地保全地区、約0.5haを指定しています。

(3) 動植物・生態系の生息・生育状況の把握

大阪市内魚類生息状況調査

市内河川において、魚類生息状況調査を平成3年度から5年ごとに1回実施しており、魚類の生息状況をとおして水環境の評価を行っています。(第2部第1第1章第3節水環境 P54参照)